

郡山市市有財産売却に係る制限付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市有財産の売却について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に際し、施行令及び郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の実施)

第2条 市長は、市有財産の売却について、制限付一般競争入札を実施するときは、郵便入札の方法によるものとする。

(入札参加資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加することができる者の資格は、規則第22条の規定による公告（以下「公告」という。）において定めるものとする。

(入札の公告)

第4条 市長は、制限付一般競争入札を行おうとするときは、規則第22条の規定による公告において、同条に定めるもののほか、郵便入札に係る次に掲げる事項を併せて公告するものとする。

(1) 入札書の郵送方法

(2) 入札書の配達指定日

(3) 入札書の送付先

(4) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨

(5) その他必要と認める事項

(入札参加申請書及び入札参加資格確認資料の提出)

第5条 市長は、制限付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）の参加資格を確認するため、公告において指定する日までに、入札参加希望者に入札参加申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。

(入札参加資格の確認等)

第6条 市長は、前条の規定により入札参加資格の有無の確認をしたときは、その結果を入札参加希望者に対して、入札参加資格確認通知書（第2号様式）により通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付記するものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 前条の規定により入札参加資格を有することとされた者（以下この条において「入札参加資格者」という。）が入札の日までに次の各号のいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第3条の入札参加資格に該当しないこととなったとき。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき。

(3) その他公告において定められた事項に違反したとき又は抵触することとなったとき。

2 市長は、入札参加資格者が前項各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該入札参加資格者に対し、当該入札参加資格を失った旨を文書により通知するものとする。

(売却物件等に対する質問及び回答)

第8条 入札参加希望者は、売却物件等について質問があるときは、物件等質問書（第3号様式。

以下「質問書」という。)により行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された質問書について、物件等回答書(第4号様式)により回答するとともに、回答内容について郡山市ウェブサイトに掲載するものとする。
- (入札保証金)

第9条 入札保証金の額は、第10条第1項の最低売却価格の5%に相当する額(千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額)とする。

- 2 入札参加資格者は、前項に定める入札保証金を、指定する期日までに納入しなければならない。
- 3 入札保証金が規則第24条の規定により不足した入札参加資格者については、規則第25条第1項第4号の規定により、入札保証金の額を第1項の額に減免するものとする。
- (予定価格の公表等)

第10条 市長は、規則第28条第1項に定める予定価格を、最低売却価格として第4条の公告において公表するものとする。

- 2 市長は、規則第28条第1項に定める予定価格を記載した書面を、封書としないものとする。
- (入札書等の郵送)

第11条 入札参加資格者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社郡山支店留の一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、公告に記載している日を配達日に指定して郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する一切の費用は、入札参加資格者の負担とする。

- 2 入札書等は次に定める方法で郵送しなければならない。
- (1) 入札用封筒には入札書と入札保証金の領収証書の写しを入れた上で封印すること。
 - (2) 入札用封筒の表面には、開札日、件名、物件番号、所在地及び入札参加資格者名等を記載すること。
- 3 郵送した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- 4 入札書等郵送後においても、開札までの間は入札辞退を認めるものとする。
- (無効の入札)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一入札事項について、同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (2) 指定された方法以外で郵送された入札
- (3) 入札書に代表者の記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札又は金額が明確でない入札
- (5) 入札保証金の領収証書の写しが同封されていない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 公告で記載された配達指定日を過ぎて到達した入札
- (8) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- (9) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

(開札の立会い)

第13条 市長は、開札時に当該入札事務に關係のない職員(以下「立会人」という。)を2人立ち会わせるものとする。

- 2 立会人の職務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 入札執行調書と送付された封筒の確認

(2) 封筒が開封されていないことの確認

(3) その他郵便入札の執行の公正性を確保するため、市長が必要と認める事項

3 立会人は、開札が公正に行われたことを証する立会人署名書（第5号様式）へ署名しなければならない。

（開札）

第14条 開札は、公告等に記載した開札日時に行い、予定価格の範囲内で、最高の価格を提示した者を落札者とする。

2 開札の結果、前項の落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、あらためて当該入札をした入札参加資格者（代表者又はその代理人）に出席を求め、くじにより落札者を決定するものとする。

3 前項の場合において、代理人が指定の日時及び場所に来る場合は、当該代理人は委任状を持参しなければならない。

4 第2項の場合において、当該入札をした入札参加資格者が指定の日時及び場所に来られないときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

（入札の中止等）

第15条 市長は、郵便事情等による事故又は不正な行為等により公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

（入札結果の公表）

第16条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に連絡するとともに、入札結果を郡山市ウェブサイトにて公表する。

附 則

この要領は、平成27年12月4日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

入札参加申請書

年　月　日

郡山市長

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名又は個人氏名
電話番号
(担当者職氏名)

印

貴市において行う次の制限付一般競争入札に参加したいので、入札参加申請をいたします。

1 件名

2 売却物件

物件番号	所在地	参加希望物件（※）

※ 希望する物件に○を付けること。

3 添付書類

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名又は個人氏名

様

郡山市長

印

入札参加資格確認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった制限付一般競争入札に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

1 件 名

2 売却物件

物件番号	所 在 地	参加希望 物件	入札参加 資格の有無

3 入札参加資格がないと認めた理由

4 その他

第3号様式（第8条関係）

物 件 等 質 問 書

年 月 日

郡山市長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名又は個人氏名

印

電話番号

（担当者職氏名

）

1 件 名	
2 質 問 事 項	

第4号様式（第8条関係）

物 件 等 回 答 書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名又は個人氏名

様

郡山市長

印

1 件 名	
2 回 答	

第5号様式（第13条関係）

立会人署名書

開札年月日		
件名		
売却物件	物件番号	
	所在地	
落札者		
落札者の入札金額		
備考		

上記市有財産の売却に係る郵便入札の開札が適正に行われたことを確認し、署名します。

年 月 日

立会人 所属

氏名

所属

氏名